

## 給付金等を確実にご請求いただくために指定代理請求人をご指定ください。(指定代理請求特約)

被保険者である給付金等の受取人が、病気やケガにより給付金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が、受取人の代理人として給付金等を請求することができます。

指定代理請求人は、給付金等の請求時において、次のいずれかに該当することが必要です。

- ・被保険者の戸籍上の配偶者・被保険者の直系血族・被保険者の3親等内の親族
- ・被保険者と同居し、または生計を一にしている方
- ・被保険者との契約にもとづき、被保険者の療養看護または財産管理を行っている方

指定代理請求人からのご請求に対して給付金等をお支払いした場合、その後重複してご請求を受けても給付金等をお支払いしません。

代理請求により給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨のご連絡はいたしません。給付金等のお支払い後に、被保険者(またはご契約者)から契約内容についてご照会があったときは、給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。このため、被保険者(またはご契約者)に傷病名を察知される可能性があることをご了承ください。

詳しくは、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

## 給付金等の請求のご連絡先

- 保険金請求受付専用ダイヤル

- 東京海上日動あんしん生命のホームページからもご連絡いただけます。

 **0120-536-338**

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

【受付時間】 平日 9:00~18:00、土曜 9:00~17:00(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

## その他のご留意事項

- ・この商品にお申込みいただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を与えることはありません。
- ・告知の結果によっては、ご契約をお引受けできない場合があります。

## 生命保険募集人について

生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客さまと東京海上日動あんしん生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して東京海上日動あんしん生命が承諾したときに有効に成立します。なお、東京海上日動あんしん生命の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、東京海上日動あんしん生命カスタマーセンターまでご連絡ください。

「重要事項説明書(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約の内容等に関する重要な事項を記載しています。必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、お申込みください。

\*「ご契約のしおり・約款」は東京海上日動あんしん生命のホームページでご覧いただけます。

募集代理店

引受保険会社




TOKIO MARINE  
NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

<https://www.tmn-anshin.co.jp/>

<生命保険についてのご相談・お問合せ>  
カスタマーセンター

 **0120-016-234**

受付時間 平日 9:00~18:00 土曜 9:00~17:00  
(日曜・祝日・年末年始を除きます。)

募資 '23-WE08-006 新202310



# しんきんの医療保険

東京海上日動あんしん生命の

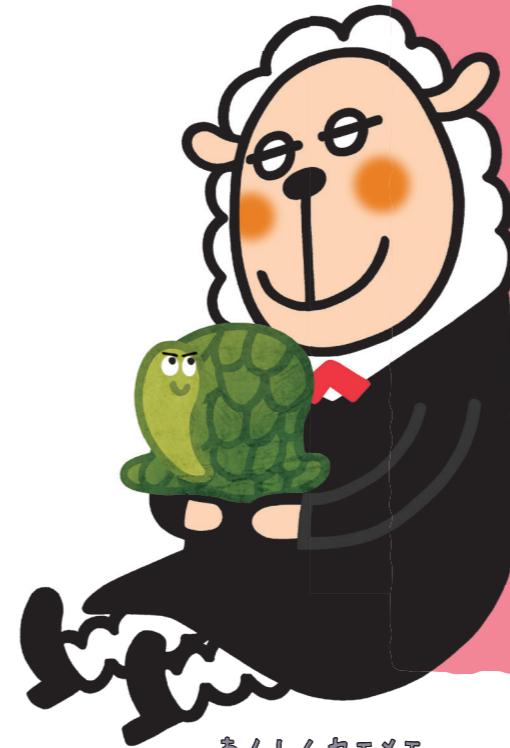
## あんしん治療サポート保険R

特定疾病治療保険(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加[無配当]



TOKIO MARINE  
NICHIDO

2023年10月



あんしんせえめえ

## 商品パンフレット

契約年齢

**20歳~65歳**

医療保険のお申込みは信用金庫へ

## ご注意いただきたいこと

この商品は、東京海上日動あんしん生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

この街と生きていく

**SHINKIN** 信用金庫

≧「生活習慣病は心配けどまだ先のこと」「それまでの保険料がもったいない」という方におすすめの「あんしん治療サポート保険R」は、2つの「R」で“新しい特定疾病治療保険のカタチ”をご提案します



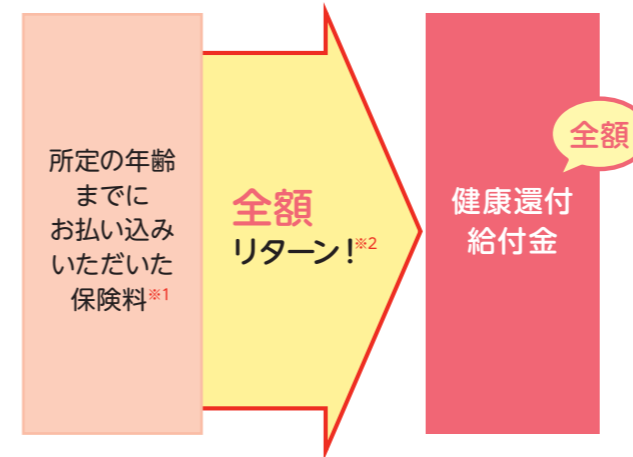
所定の年齢までに  
**払い込んだ保険料<sup>※1</sup>の  
 使わなかった分をリターン<sup>※2</sup>します!**

「所定の年齢」は、被保険者のご契約年齢によって下記のとおりとなります。

ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
所定の年齢 (健康還付給付金の お受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳

所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料<sup>※1</sup>は、「健康還付給付金」もしくは、「特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金」としてお受け取りいただくことができます。お受け取りいただいた特定疾病治療給付金等の合計額が所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料を超えた場合、健康還付給付金のお受取りはありません。

●特定疾病治療給付金等のお受取りがない場合



●特定疾病治療給付金等のお受取りがあった場合



一生涯の特定疾病治療保障を、  
**加入時のお手ごろな保険料で  
 リザーブ(予約)します!**

しかも、所定の年齢に到達し、  
 健康還付給付金(リターン)を受け取ったあとも、主契約の、

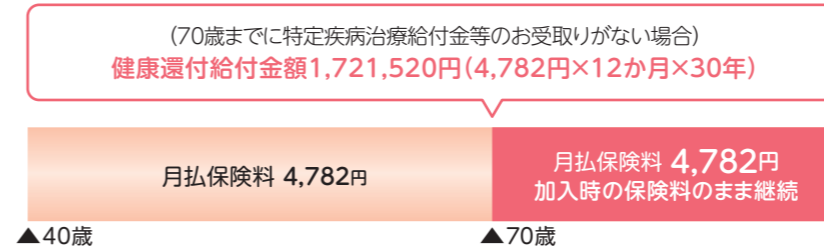
- 保険料は加入時のままで変わりません。**
- 保障は一生涯確保できます。**

特定疾病治療給付金等のお受取りがなければ、所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料<sup>※1</sup>を、健康還付給付金としてお受け取りいただくことができるので、**実質的な保険料負担を軽くすることができます。**

【あんしん治療サポート保険Rに加入した場合の例】

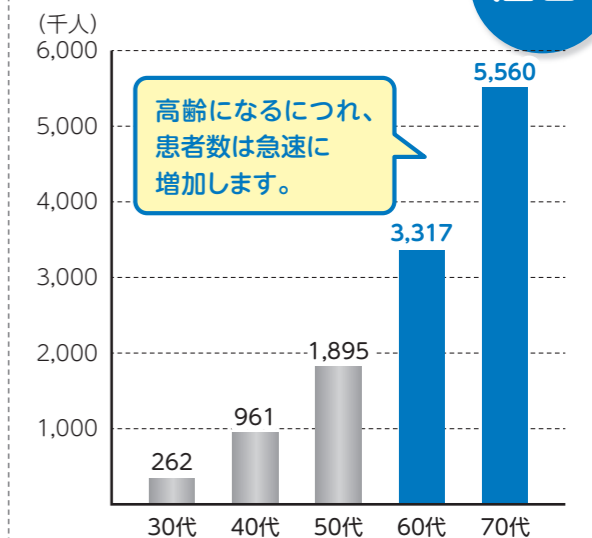
性別:男性 / 保険契約の型:II型 /  
 基準給付金額:30万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%) /  
 保険期間・保険料払込期間:終身(口座振替扱) / 健康割引保険料率適用  
 (2023年10月2日現在)

●40歳であんしん治療サポート保険Rに加入した場合  
 [健康還付給付金受取対象年齢:70歳]



8つの生活習慣病で入院・通院するリスクが高まる時期に、**加入時のお手ごろな保険料のまま、保障を継続**することができます。

【年代別8疾病総患者数(千人)】



出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より  
 東京海上日動あんしん生命作成  
 ※上記患者数を総計した8疾病とこの保険の保障範囲は異なります。

※1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)

※2 被保険者が健康還付給付金支払日に生存しているとき。健康還付給付金支払日とは、被保険者が健康還付給付金のお受取り対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。

# 実は身近な生活習慣病 日ごろの生活習慣がさまざまな病気の原因になってしまいかもかもしれません

思い当たることはありませんか？

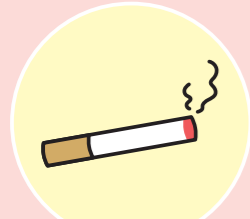


偏った食生活



運動不足

小さな生活習慣の乱れが積み重なって…



喫煙



飲酒



ストレス



肥満

生活習慣病を早期発見・早期治療することが大切です！



健康診断で異常が発覚することもある…

高血糖

脂質異常症

高血圧症

8つの生活習慣病の総患者数

約1,627万人



場合によっては重症化することもある…

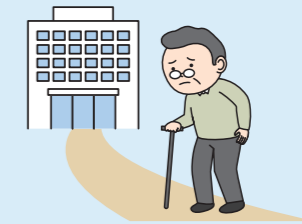
● 疾病別総患者数

糖尿病…………… 約579万人  
 がん…………… 約368万人  
 心疾患…………… 約305万人  
 脳血管疾患…………… 約177万人  
 腎疾患…………… 約84万人  
 肝疾患…………… 約75万人  
 動脈疾患…………… 約29万人  
 痔疾患…………… 約10万人

出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」より  
 東京海上日動あんしん生命作成  
 ※上記患者数を例示した各疾病と、この保険の保障範囲が異なる場合があります。

8つの生活習慣病の平均治療期間

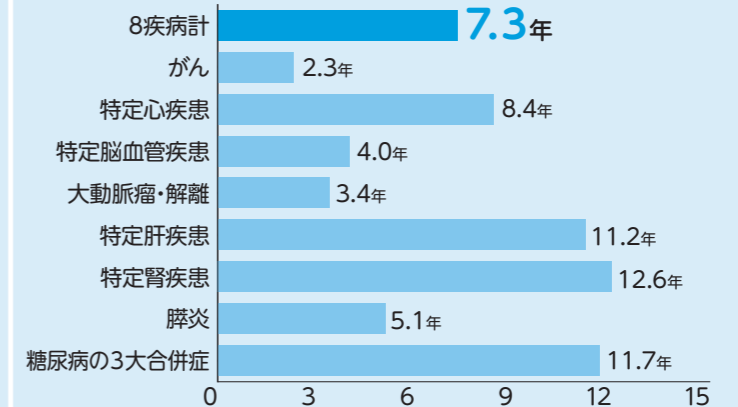
約7.3年



治療は長期化することもあります

● 8疾病の平均治療期間

(治療終了者または診断から5年以上経過した治療中患者)



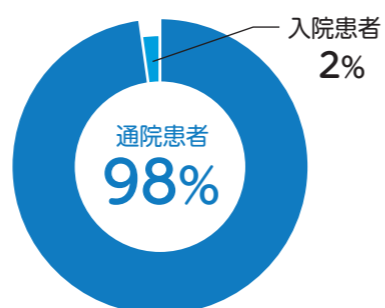
出典：「8疾病経験者へのアンケート調査」  
 東京海上日動あんしん生命調べ(2023年5月)

ご存じですか？

生活習慣病は通院で治療するケースが多くなっています

8つの生活習慣病にかかった人のうち、約98%が通院治療を行っています。

● 8疾病の入院・通院患者の割合



出典：厚生労働省「令和2年 患者調査」より東京海上日動あんしん生命作成

医療保険だけで大丈夫？

一般的な医療保険(主契約)は入院・手術の保障がメインです

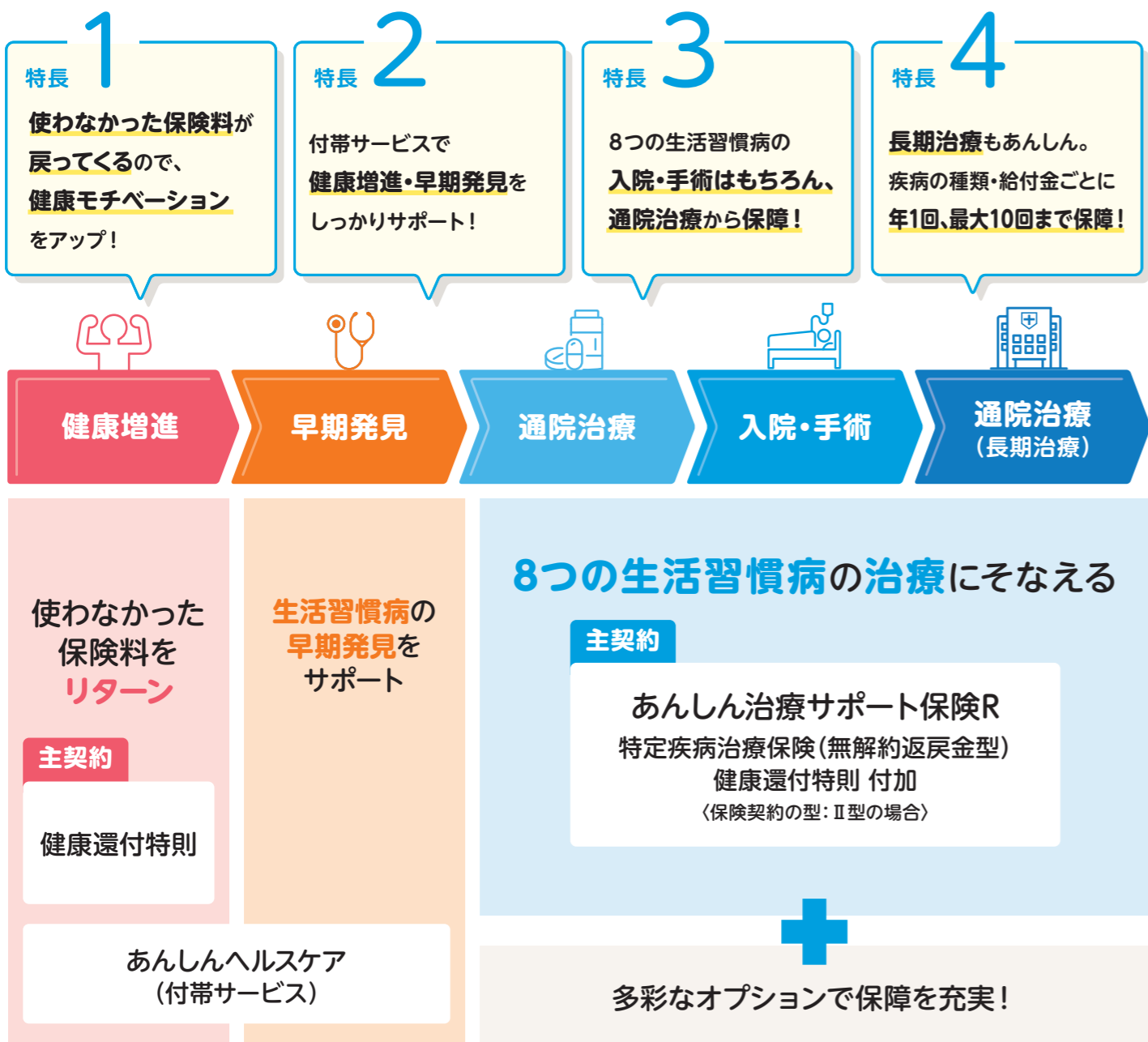


※東京海上日動あんしん生命商品をもとに保障範囲を記載しています。一般的な医療保険の主契約は、病気やケガで入院・手術したときを保障します。保障内容は保険会社や商品により異なりますので、詳細は各商品の「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

そこで！ 通院の保障をはじめ、健康増進～長期治療まで サポートするあんしん治療サポート保険Rがおすすめです！

# 健康増進～長期治療まですべてカバーする あんしん

# 治療サポート保険Rの特長と保障一覧



## 保障一覧

	どんなとき	お受取金額の例								
主契約 あんしん治療サポート保険R 特定疾病治療保険(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加 詳しくは7～10ページ	保険契約の型に応じて以下の疾病で入院または手術、通院による治療を受けたとき 対象となる疾病の種類(保険契約の型: II型の場合)	入院または手術 1回 <b>30万円</b> 疾病の種類ごとに1年に1回*1 かつ通算10回を限度 (上皮内新生物は通算1回を限度)								
	がん(悪性新生物・上皮内新生物) ⚠									
	特定心疾患(狭心症・急性心筋梗塞・心不全など)									
	特定脳血管疾患(一過性脳虚血発作・脳卒中など)									
	大動脈瘤・解離									
	特定肝疾患(慢性肝炎・肝硬変)									
	特定腎疾患(慢性腎炎・慢性腎不全)									
	膵炎(急性膵炎・慢性膵炎)									
	糖尿病の3大合併症(糖尿病腎症・糖尿病網膜症・糖尿病神経障害)									
	通院治療 1回 <b>6万円</b> 疾病の種類ごとに1年に1回*1 かつ通算10回を限度 (上皮内新生物は通算1回を限度)									
健康還付特則 詳しくは7・9ページ	所定の年齢までにお払い込みいただいた保険料*2から、それまでにお受け取りいただいた特定疾病給付金等を差し引いた金額をお受け取りいただけます*3。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ご契約年齢</th> <th>20～50歳</th> <th>51～55歳</th> <th>56～65歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所定の年齢(健康還付給付金のお受取り対象年齢)</td> <td>70歳</td> <td>75歳</td> <td>80歳</td> </tr> </tbody> </table>	ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳	所定の年齢(健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳	
ご契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳							
所定の年齢(健康還付給付金のお受取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳							

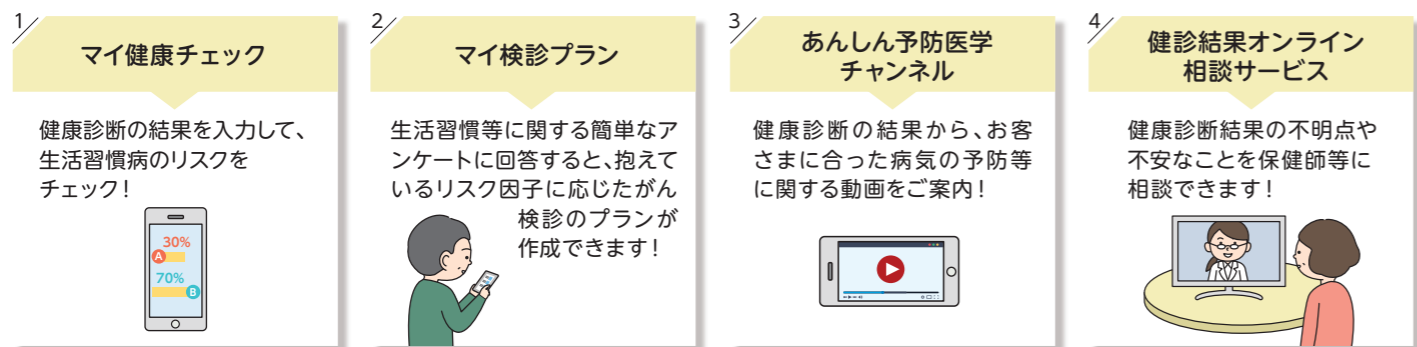
\*1 がんについては、悪性新生物・上皮内新生物それぞれに支払限度を適用します。

\*2 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含みません。)

\*3 保険期間を通じて1回を限度

## NEW! あんしんヘルスケア

被保険者向け 無料



サービスは予告なく変更される場合があります。

他にもさまざまなサービスをご用意しています! (詳しくは15～16ページ)

ニーズに合わせて先進医療特約を付加できます。(詳しくは11ページ)

	どんなとき	お受取金額
特約 先進医療特約	病気やケガにより、公的医療保険制度における所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかわる技術料と同額 保険期間を通じて: 2,000万円を限度

⚠ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、P.17～の注意事項を必ずご確認ください。



# あんしん治療サポート保険R

特定疾病治療保険(無解約返戻金型) 健康還付特則 付加

保険期間・保険料払込期間  
終身

気になる生活習慣病の通院・入院・手術にそなえられます

## この保障のポイント

- 8つの生活習慣病を、入院・手術はもちろん通院治療から保障(保険契約の型:II型の場合)
- 治療が長期化したときも安心。疾病の種類・給付金ごとに年1回、最大10回まで保障

こんなときお支払いします	給付金額等	支払限度
保険契約の型に応じて 下表の対象疾病で <b>入院</b> をされたとき または <b>手術</b> を受けられたとき	基準給付金額 1回 <b>30万円</b> 特定疾病治療給付金 20万円*1・30万円・50万円から選択できます。	疾病の種類ごとに1年に1回*2 かつ通算10回を限度 (上皮内新生物は通算1回を限度)
保険契約の型に応じて 下表の対象疾病で <b>通院</b> をされたとき	1回 <b>6万円</b> 特定疾病通院給付金 給付割合は20%です。(基準給付金額×給付割合)	疾病の種類ごとに1年に1回*2 かつ通算10回を限度 (上皮内新生物は通算1回を限度)

健康還付特則	健康還付給付金								
被保険者が <b>健康還付給付金</b> <b>支払日</b> *3に <b>生存されているとき</b>	所定の年齢までにお支払いいただいた保険料*4から、それまでにお受け取り いただいた特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金を差し引いた金額を お受け取りいただけます。(保険期間を通じて1回を限度)								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>ご契約年齢</th> <th>20~50歳</th> <th>51~55歳</th> <th>56~65歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所定の年齢 (健康還付給付金の お受け取り対象年齢)</td> <td>70歳</td> <td>75歳</td> <td>80歳</td> </tr> </tbody> </table> 健康還付給付金のお受取例は、P.9	ご契約年齢	20~50歳	51~55歳	56~65歳	所定の年齢 (健康還付給付金の お受け取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳
ご契約年齢	20~50歳	51~55歳	56~65歳						
所定の年齢 (健康還付給付金の お受け取り対象年齢)	70歳	75歳	80歳						

## お支払対象となる疾病の種類(型ごとの対象疾病)

疾病の種類	対象疾病	型
がん*2	悪性新生物・上皮内新生物	I型 3疾病
特定心疾患*5	狭心症・急性心筋梗塞・心不全など	
特定脳血管疾患*6	一過性脳虚血発作・脳卒中など	
大動脈瘤・解離	大動脈瘤・大動脈解離	II型 8疾病
特定肝疾患	慢性肝炎・肝硬変	
特定腎疾患	慢性腎炎・慢性腎不全	
膵炎	急性膵炎・慢性膵炎	
糖尿病の3大合併症	糖尿病腎症・糖尿病網膜症・糖尿病神経障害	

対象となる疾病の種類について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。  
 \*1 ご契約年齢が50歳以上の場合に、20万円も選択できます。 \*2 がんについては、悪性新生物・上皮内新生物それぞれに支払限度を適用します。  
 \*3 被保険者が健康還付給付金の支払対象年齢に到達する年単位の契約応当日をいいます。  
 \*4 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約応当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含まれません。)  
 \*5 リウマチ性心疾患・高血圧性心疾患・不整脈・心臓弁膜症を除きます。 \*6 脳動脈閉塞・狭窄を除きます。

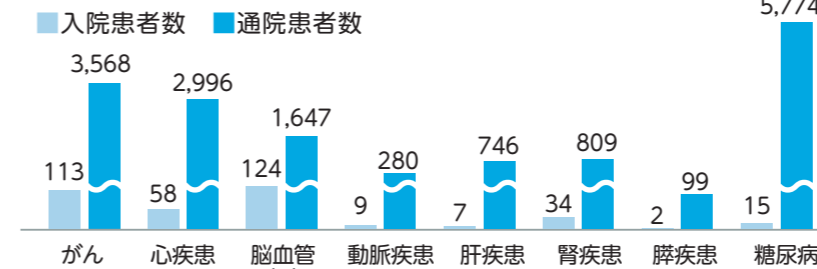
⚠️ がんについて保障の開始まで90日の不担保期間(保障されない期間)があります。

保障内容について、P.17~の注意事項を必ずご確認ください。

## 気になるDATA

！ 通院で治療するケースが多くなっています。

● 現在治療中の入院患者数と通院患者数(千人)



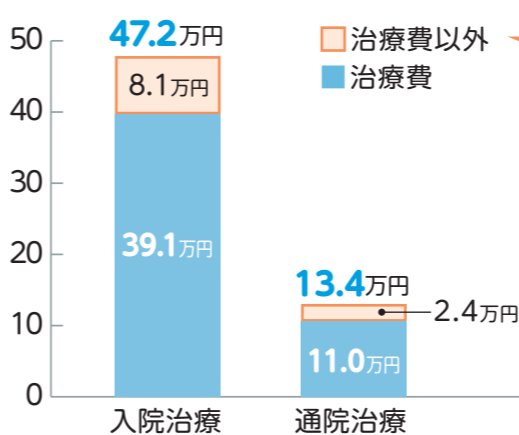
8疾病の通院患者数は入院患者数の約44倍!

出典:厚生労働省「令和2年 患者調査」より  
東京海上日動あんしん生命作成

\*患者数を例示した各疾病と、この保険の保障範囲が異なる場合があります。

！ 生活習慣病の治療には経済的負担がかかります。

● 8疾病の治療にかかる年間平均の自己負担額



治療費以外にも自己負担となるさまざまな出費があります。



出典:「8疾病経験者へのアンケート調査」東京海上日動あんしん生命調べ(2023年5月)

## お取引信用金庫の事業性ローンをご利用されている関係先のお客さまへ

法令上の定めにより、募集代理店となる信用金庫において、つぎの①②③のいずれかに該当するお客さまは、お取り扱いできる給付金額等に制限があります。

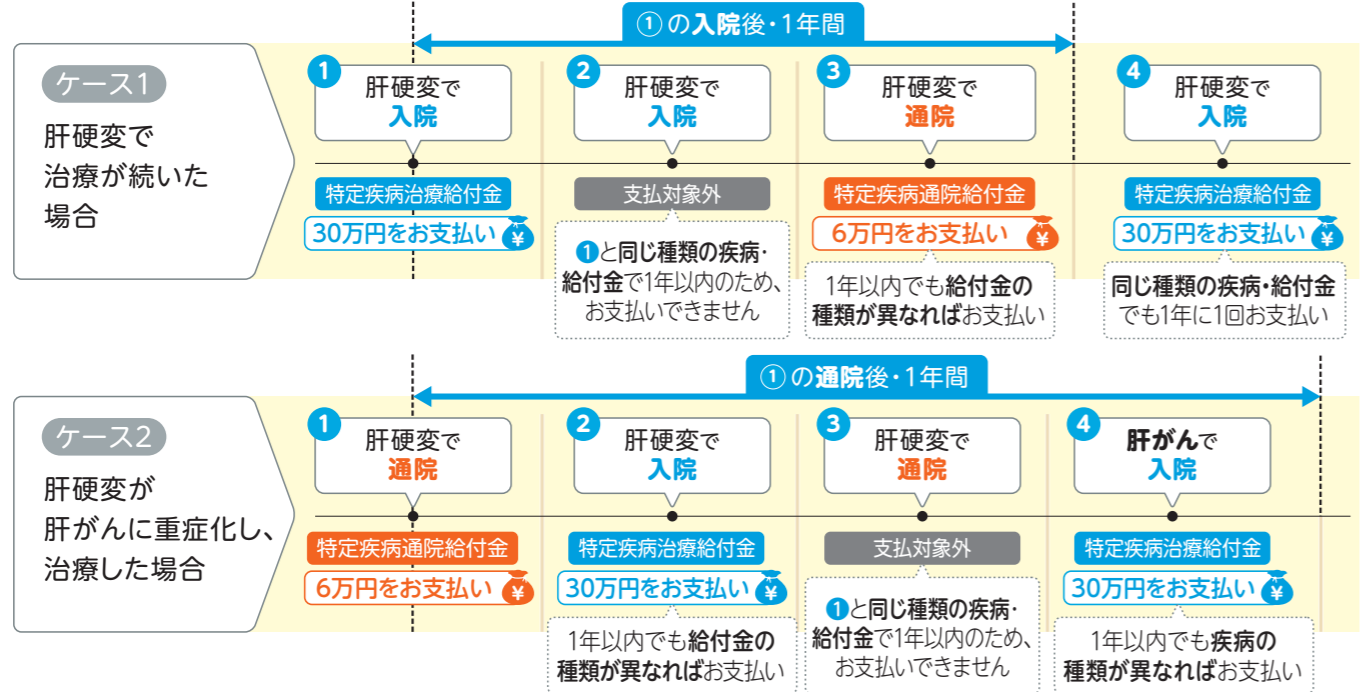
- ① 事業性ローンをご利用の企業(含代表者)・個人事業主の会員のお客さま
- ② 事業性ローンをご利用の企業等(従業員20名以下)にお勤めの会員のお客さま
- ③ 事業性ローンをご利用の企業等(従業員21名以上)にお勤めのお客さま

⚠️ ①②について、お取引の信用金庫の会員以外のお客さまは、当該信用金庫から本商品にご加入いただけない場合があります。また、当該信用金庫で既に他の医療保険等をご契約されているお客さまにつきましては、上記内容につきましてもご加入いただけない場合があります。詳細は生命保険の販売資格を持った信用金庫職員にお問合わせください。

# R 主契約の特定疾病治療給付金(入院・手術)・特定疾病通院給付金(通院)のお受取例

疾病の種類・給付金ごとに、1年に1回のお支払いとなります。給付金のお支払対象となった入院・手術(または通院)から1年間は同一の種類の疾病で支払事由に該当してもお支払いできません。

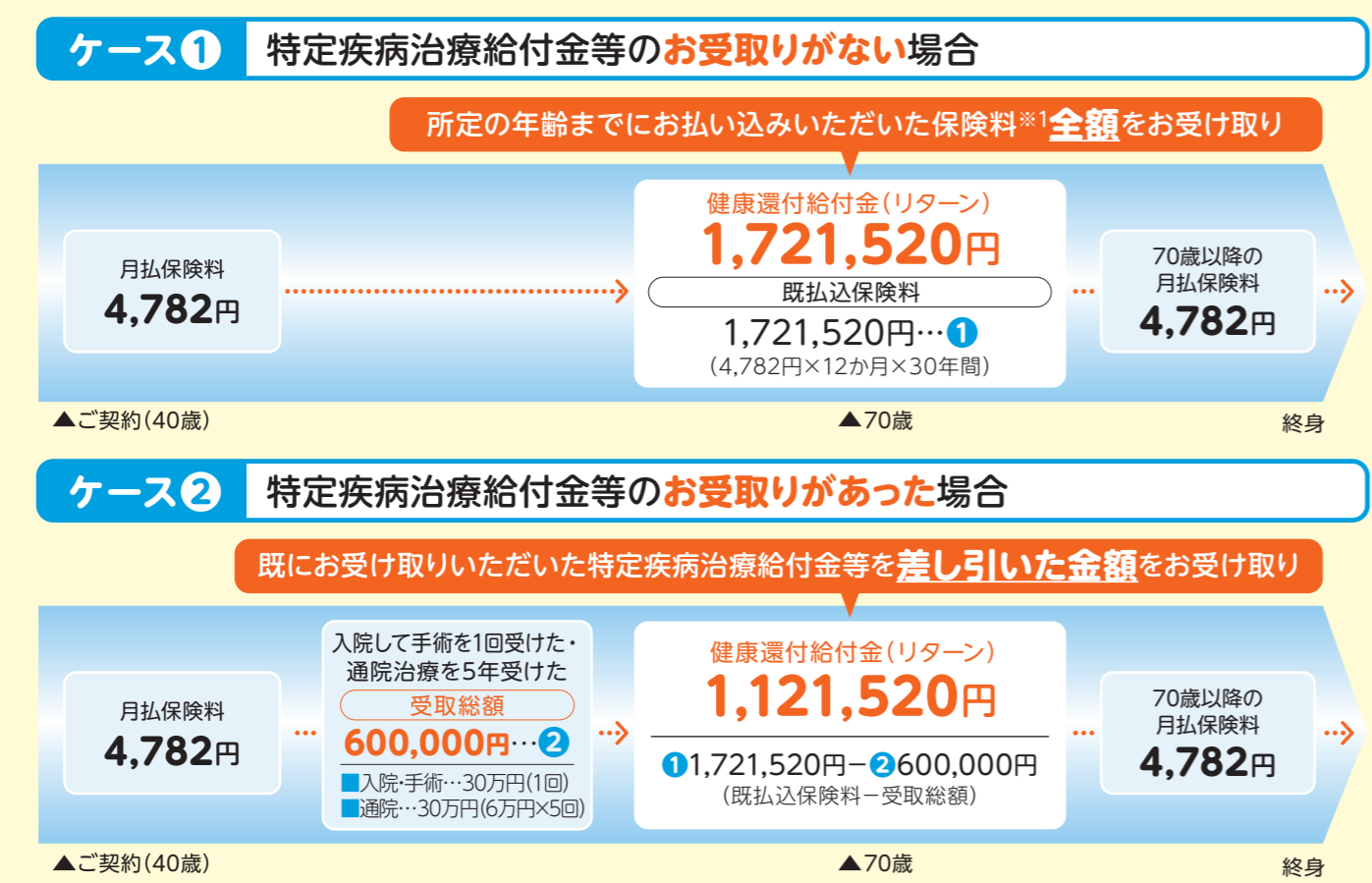
【契約条件】 ● 保険契約の型:II型 ● 基準給付金額:30万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%) の場合



# R 健康還付給付金(リターン)のお受取例

【契約条件】 ● ご契約年齢: 40歳(男性) ● 保険契約の型:II型 ● 基準給付金額:30万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%) ● 保険期間・保険料払込期間:終身 ● 月払保険料(口座振替):4,782円(健康割引保険料率の場合) の場合

2023年10月2日現在

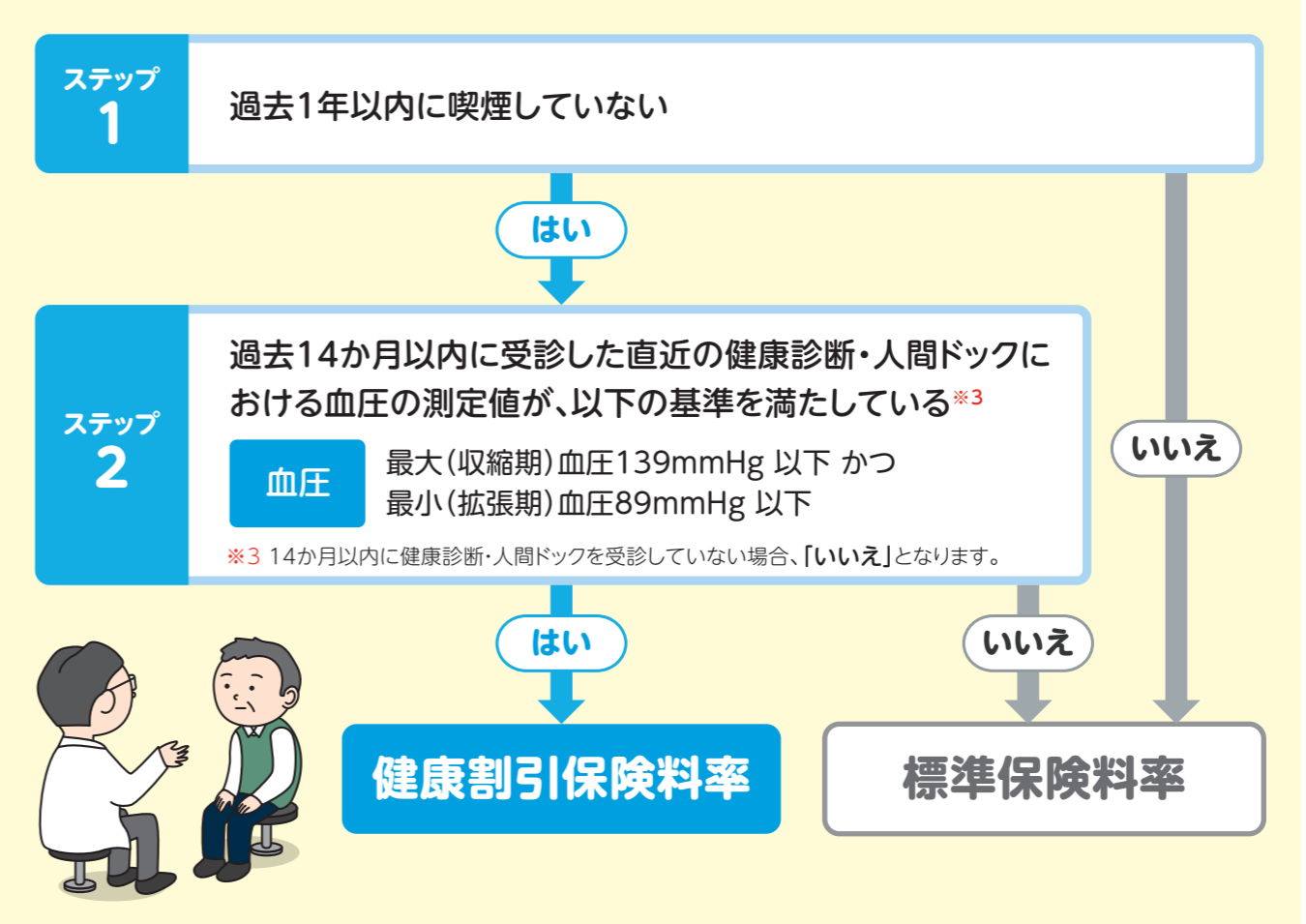


※1 被保険者が所定の年齢に到達する、年単位の契約当日の前日までの既払込保険料相当額。(各種特約の保険料は含まれません。)

# 適用する保険料率について

- 被保険者の喫煙状況や血圧値が東京海上日動あんしん生命の定める基準を満たす場合、標準保険料よりも割安な保険料※2(健康割引保険料率)でお申込みいただけます。
- ※2 特約の保険料は対象外です。

## 健康割引保険料率の適用基準



【月払保険料例】 下記のご契約条件は同一とし、適用保険料率を比較した場合の保険料は、以下のとおりです。

【契約条件】 ● ご契約年齢:40歳(男性) ● 保険契約の型:II型 ● 基準給付金額:30万円(特定疾病通院給付金の給付割合:20%) ● 保険期間・保険料払込期間:終身 ● 月払・口座振替 の場合

健康割引保険料率	4,782円	標準保険料率	5,301円
----------	--------	--------	--------

(2023年10月2日現在)

### ご注意事項

- ・被保険者の喫煙状況や健康状態は、事実をありのままに告知してください。お申込内容により、被保険者の喫煙状況や健康状態を確認するため、健康診断結果のご提出をお願いすることや、所定の検査を求め、健康診断を受診した医療機関に問い合わせを行うことなどがあります。
- ・告知の内容が事実と異なる場合には、ご契約が解除されたり、正しい保険料率が適用され、追加保険料のお払込みが必要となることがあります。
- ・適用される保険料率については、今回東京海上日動あんしん生命が得た情報に加え、過去に東京海上日動あんしん生命が得た情報も含め、総合的な判断に基づいて決定します。
- ・「健康割引保険料率」とは東京海上日動あんしん生命の呼称であり、「健康割引保険料率」の基準に該当されない方が健康でないということではありません。

保障一覧

主契約

適用保険料率

先進医療

Q&A

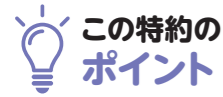
サービス

注意事項



# 先進医療特約

保険期間・保険料払込期間  
10年(90歳まで自動更新が可能)



この特約の  
ポイント

● 先進医療にかかわる技術料と同額を**通算2,000万円**まで保障

こんなときお支払いします	給付金額	支払限度額
病気やケガにより公的医療保険制度における所定の先進医療を受けられたとき	先進医療給付金 先進医療にかかわる技術料と同額	通算 <b>2,000万円</b>

## 気になるDATA

！ 先進医療の**自己負担額は高額**となる場合があります。

「先進医療にかかわる技術料」は、公的医療保険制度の給付対象ではないため**全額自己負担**となります。

※ 重粒子線治療や陽子線治療は、治療する部位によって公的医療保険制度の給付対象となるものがあります。最新情報は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

出典：令和4年12月8日厚生労働省

「第117回先進医療会議資料」令和4年度実績報告(令和3年7月1日～令和4年6月30日)より当時の制度を基に東京海上日動あんしん生命にて作成

## ▶ 先進医療の例と平均費用

重粒子線治療  
約**316万円**

陽子線治療  
約**269万円**

さらに 当社から**医療機関へ給付金を直接お支払い**するサービスがあります。(詳しくは14ページ)

⚠ **特約の保険料や給付金について** 特約の保険料は健康還付給付金(リターン)の対象とはなりません。一方で、特約部分から支払われた給付金は健康還付給付金(リターン)の減額の対象とはなりません。

P.17～の注意事項を必ずご確認ください。

## Q&A

お客さまからよくいただくご質問です。お申込みの前にご確認ください。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

### Q 8種類の生活習慣病について教えてください

#### A がん

正常な細胞が突然変異を起こして腫瘍をつくり、臓器の機能を低下させてしまいます。

#### 脳の病気

脳の血管が詰まる・破れることで起こります。くも膜下出血・脳梗塞・脳出血を総称して、「脳卒中」と呼ぶこともあります。

#### 心臓の病気

心臓の筋肉に血液が行きわたらなくなることで一時的に血液不足になったり、心臓の筋肉が壊死します。

#### 大動脈の病気

心臓から出たすぐの血管である大動脈にコブができたり血管の壁が裂けてしまうことで重大な疾患が起こります。

#### 肝臓の病気

ウイルスや生活習慣の乱れから肝臓病を発症し、肝臓本来の働きが果たせなくなってしまいます。

#### 膵臓の病気

アルコールの飲みすぎや胆石などが原因で膵臓の細胞が壊れて機能が低下してしまいます。

#### 腎臓の病気

腎臓の細い血管が障害をおこす病気で、初期段階では自覚症状が現れにくいのが特徴です。

#### 糖尿病の合併症

糖尿病により引き起こされる合併症で、進行すると生活の質が大きく低下します。

医療監修：東京海上日動メディカルサービス株式会社

保障の対象となる疾病の種類について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

### Q 公的医療保険の「先進医療」とは何ですか？

#### A


厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術等をいいます。

先進医療とは、新しい医療技術に対応すること等を目的に、厚生労働大臣が定めた基準に合致した医療機関で行われる高度な医療技術を用いた療養等をいいます。

先進医療の技術料は公的医療保険制度の給付対象になりません。したがって、先進医療による治療や手術等を受けた場合、その技術料は全額自己負担になります。先進医療に伴う技術料以外の診察料、検査料、投薬料、入院料等は公的医療保険制度の給付対象になります。また、先進医療の対象技術は変動しますが、給付金のお支払い等の対象となるものは、治療を受けた時点で先進医療とされているものに限られます。最新情報は、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。

Q 高額療養費制度とは？

“高額療養費制度”  
について  
動画でご覧  
いただけます(約2分)



A 原則、同じ人が、同じ月に、同じ医療機関<sup>※1</sup>でかかった医療費の総額(公的医療保険の対象となる治療)が自己負担限度額を超えた場合、超えた部分が払い戻される制度です。事前に手続きをすることで、医療機関の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることも可能です。

※1 同一の医療機関等における自己負担(院外処方代を含みます。)では限度額を超えないときでも、同じ月の複数の医療機関等における自己負担(70歳未満の場合は21,000円以上であることが必要です。)を合算することができます。

70歳未満  
の場合

例

- 40歳
- 年収約370万円～約770万円  
(下記の所得区分③の場合)

1か月で総医療費が  
100万円かかった場合 > 自己負担額  
**87,430円**

所得区分	ひと月の自己負担限度額(世帯ごと)	4回目からの自己負担限度額 <sup>※2</sup>
① 年収約1,160万円以上 健保:標準報酬月額 <sup>※3</sup> 83万円以上 国保:旧ただし書き所得 <sup>※4</sup> 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円
② 年収約770万円～約1,160万円 健保:標準報酬月額 <sup>※3</sup> 53万～79万円 国保:旧ただし書き所得 <sup>※4</sup> 600万～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円
③ 年収約370万円～約770万円 健保:標準報酬月額 <sup>※3</sup> 28万～50万円 国保:旧ただし書き所得 <sup>※4</sup> 210万～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
④ 年収約370万円以下 健保:標準報酬月額 <sup>※3</sup> 26万円以下 国保:旧ただし書き所得 <sup>※4</sup> 210万円以下	57,600円	44,400円
⑤ 住民税非課税者	35,400円	24,600円

※2 過去12か月以内に3回以上限度額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、自己負担限度額が下がります。

※3 厚生年金や健康保険といった社会保険料や保険給付の算定基準となる1か月あたりの給料を1～50等級に区分した額です。

※4 前年の総所得金額等から住民税の基礎控除額を引いた所得です。

出典:厚生労働省のホームページ等をもとに東京海上日動あんしん生命作成

(注)2023年6月現在の公的医療保険制度にもとづき概要を記載しています。詳細はご加入の各公的医療保険の窓口等にお問い合わせください。

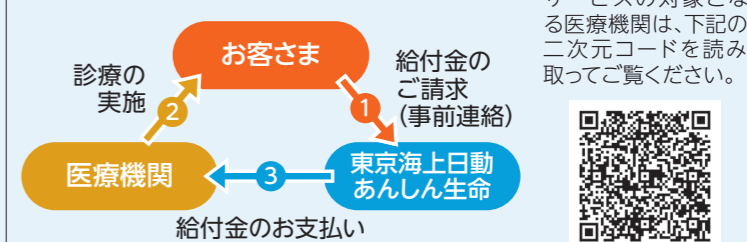
Q 給付金の直接支払サービスについて教えてください

A 東京海上日動あんしん生命から医療機関に給付金を直接お支払いできるサービスです。東京海上日動あんしん生命が提携する医療機関で先進医療特約の対象となる所定の診療を受けられた場合に、給付金受取人からのお申出により、医療機関に対して所定の給付金を直接お支払いします。サービスの対象となる診療費について、お客さまに一時的なご負担をいただくことなく、医療機関で診療を受けることができます。サービスの対象となる医療機関およびお取扱条件については、専用ホームページ(<https://www7.tmn-anshin.co.jp/service/tyokusetsu/sentaku/index.html>)をご確認ください。

⚠ サービス利用にあたってのご注意

- ・診療を受けられる前に最新の提携医療機関をご確認ください。
- ・診療を受けられる前に、東京海上日動あんしん生命への事前連絡が必要となります。
- ・先進医療特約は、2023年6月現在、重粒子線治療、陽子線治療が対象です。
- ・給付金の直接支払サービスのご利用にあたっては、東京海上日動あんしん生命所定のお取扱条件を満たす必要があります。

給付金の直接支払サービスご利用イメージ



サービスの対象となる医療機関は、下記の二次元コードを読み取ってご覧ください。

サービスに関するお問い合わせ・連絡先 保険金請求受付専用ダイヤル ☎️ 0120-536-338 受付時間 平日 9:00～18:00 / 土曜 9:00～17:00 (日曜・祝日・年末年始を除きます。)

Q 生命保険料控除について教えてください

A 適用される生命保険料控除の種類は下表のとおりです。

控除の種類	対象となる保険契約・特約
介護医療保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> <li>● あんしん治療サポート保険R(主契約)</li> <li>● 先進医療特約</li> </ul>

⚠️ あんしん治療サポート保険R(主契約)の保険料の一部は、生命保険料控除の対象になりません。

生命保険料控除の対象となるのは、同条件で、健康還付特約が付加されていない「あんしん治療サポート保険(特定疾病治療保険(無解約返戻金型))」をご契約いただく場合の保険料相当額となります。

詳細は東京海上日動あんしん生命の取扱者/代理店にお問い合わせいただくか、東京海上日動あんしん生命から発行する「生命保険料控除証明書」にてご確認ください。

\*2023年6月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。



**NEW!** あんしんヘルスケア

被保険者向け

無料

あんしんヘルスケアのご利用はこちら



※ご利用には初期登録(証券番号等)が必要となります。また、ご利用にあたっては、ホームページの注意事項等をご確認ください。

**POINT 1** 健康診断結果を撮って、疾病リスクをシミュレーション!

**POINT 2** 抱えているリスク因子に応じたがん検診プランを作成!

**POINT 3** 登録した健康診断結果に基づいたおすすめ動画

**POINT 4** オンラインで健康診断結果について相談!

LINE登録でお役立ち情報をGET!

※実際に提供されるWebサービスの画面とは異なる場合があります。

**POINT 1** **マイ健康チェック**  
健康診断結果を入力すると糖尿病・高血圧・虚血性心疾患・脳血管疾患のリスクをシミュレーションすることができます。

**POINT 2** **マイ検診プラン**  
Web上で生活習慣等に関する簡単なアンケートに回答すると、抱えているリスク因子に応じた、がん検診のプラン(検査の種類・受診頻度)を作成することができます。

**POINT 3** **あんしん予防医学チャンネル**  
医師監修の生活習慣病のリスクや予防に関する豊富な動画コンテンツの中から、健康診断の結果をもとにしたおすすめ動画を視聴することができます。

**POINT 4** **健診結果オンライン相談サービス**  
健康診断結果の不明点や不安な点をオンラインで保健師等に相談することができます。

あんしんヘルスケアならその他にも様々なサービスをご利用いただけます!

**Medical Note for 東京海上グループ** 提供:株式会社メディカルノート

- 専用ホームページで専門医監修の信頼できる医療情報をご提供します。

<p><b>オンライン医療相談サービス</b></p> <p>気になる症状や治療等について、Webで医療相談ができます。</p>	<p><b>病気・症状辞典サービス</b></p> <p>病気や症状をWebで簡単に検索できます。</p>	<p><b>がん精密検査予約サービス</b></p> <p>専門的な医療を提供している病院から選んでがん精密検査の受診の予約ができます。</p>	<p><b>セカンドオピニオン予約サービス</b></p> <p>各分野で専門的な医療を提供している病院から選んで予約ができます。</p>	<p><b>医師・病院受診予約サービス</b></p> <p>各領域の専門医や専門的な医療を提供している病院から選んで受診の予約ができます。</p>
------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------

**カロママプラス** 提供:株式会社リンクアンドコミュニケーション

- 簡単・気軽に健康管理ができる**健康アドバイスアプリ**をご提供します。
- **パーソナルAIコーチ**がタイムリーに、あなたの目標に合わせて**アドバイス**

あなたの目標に合わせてコースを選択できます

生活習慣改善	健康維持	やせ体型改善
ヘルシーダイエット	メタボ改善	健康寿命伸ばそう

アドバイスパターンは**2億通り以上!**  
(約10万人の栄養管理の実績にもとづいて作成)

- **食事 運動 睡眠 体重 血圧 血糖値**などの健康の記録をまとめて管理

**メディカルアシスト(各種医療サービス)** 提供:東京海上日動メディカルサービス株式会社

ご契約者(※)・被保険者およびそのご家族向け (※)法人を除きます。

**0120-363-992**

- 日常のおからだの悩みから**「もしも」**のときの緊急対応まで、サポートします。

24時間365日対応 ● 緊急医療相談 ● 一般の健康相談 ● 医療機関案内 ● 転院・患者移送手配

事前予約 ● がん専用相談窓口 ● 予約制専門医相談

(転院・移送の実費については、お客さまのご負担となります。)

1 がんに関する不担保期間のお取り扱いと診断確定について

・この保険の主契約については、**主契約の責任開始日からその日を含めて90日を経過する日までをがんに関する不担保期間とします。**

主契約	不担保期間の取扱い
あんしん治療サポート保険R	不担保期間終了まで <sup>※1</sup> にがん <sup>※2</sup> に罹患した場合、 <u>がん<sup>※2</sup>による給付金のお支払いはいたしません。</u> この場合、不担保期間終了後に新たにがん <sup>※2</sup> に罹患されても、 <u>がん<sup>※2</sup>による給付金のお支払いはいたしません。</u>

- ※1 責任開始期前を含みます。
- ※2 悪性新生物および上皮内新生物をいいます。
- ・悪性新生物・上皮内新生物の診断確定は、病理組織学的所見により医師によってなされる必要があります。ただし、病理組織学的検査が行われなかった理由が明らかであり、他の所見による診断確定の根拠が合理的であると認められるときは、他の所見を認めることがあります。

2 対象となる疾病について

・この保険の主契約およびがん特定治療保障特約の対象となる疾病の種類は下表のとおりです。(○:対象、-:対象外)

主契約	がん	がん								
		悪性新生物 <sup>※3</sup>	上皮内新生物 <sup>※3</sup>	特定心疾患 <sup>※4</sup>	特定脳血管疾患 <sup>※5</sup>	大動脈瘤・解離	特定肝疾患 <sup>※6</sup>	特定腎疾患 <sup>※7</sup>	肺炎	糖尿病 <sup>※8</sup>
主契約	I型	○	○	○	○	-	-	-	-	-
	II型	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※3 悪性新生物、上皮内新生物とは、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」および「国際疾病分類 腫瘍学第3版(2012年改正版)」等により悪性新生物、上皮内新生物に分類されるものをいいます。良性腫瘍である子宮筋腫、血管腫および脂肪腫等は対象となりません。
- ※4 特定心疾患には、リウマチ性心疾患、高血圧性心疾患、不整脈および心臓弁膜症に分類される疾病は含まれません。
- ※5 特定脳血管疾患には、一過性脳虚血発作および関連症候群が含まれます。脳動脈閉塞・狭窄に分類される疾病は含まれません。
- ※6 特定肝疾患とは、慢性肝炎および肝硬変をいい、急性ウイルス性肝炎、アルコール性肝炎、脂肪肝、肝線維症、肝膿瘍等は含まれません。
- ※7 特定腎疾患とは、慢性腎炎および慢性腎不全<sup>※9</sup>をいい、急性腎炎、急性腎不全、ステージ1～3の慢性腎臓病等は含まれません。また、慢性腎盂腎炎、慢性尿管間質性腎炎等は慢性腎炎に含まれません。
- ※8 糖尿病は、糖尿病腎症、糖尿病網膜症または糖尿病神経障害を伴うものを対象とします。
- ※9 慢性腎不全は、「疾病、傷害及び死因の統計分類提要ICD-10(2013年版)準拠」に定める慢性腎臓病のステージ4または5に分類されるものをいいます。

3 健康還付給付金のお支払いについて

・支払対象年齢は、被保険者の契約年齢に応じて次のとおりとします。

被保険者の契約年齢	20～50歳	51～55歳	56～65歳
健康還付給付金の支払対象年齢	70歳	75歳	80歳

・健康還付給付金のお支払額は次の計算式により計算します。

$$\text{既払込保険料相当額(月払保険料相当額<sup>※10</sup>×12か月×健康還付給付金支払対象期間<sup>※11</sup>の年数)} - \text{特定疾病治療給付金等の合計額<sup>※12</sup>}$$

計算の結果が0円以下となるときは、健康還付給付金のお支払いはありません。

- ※10 払込方法にかかわらず、月払・口座振替扱の1か月分の保険料とします。(特約の保険料は含みません。)
- ※11 契約日からその日を含めて健康還付給付金支払日の前日までの期間をいいます。
- ※12 健康還付給付金支払対象期間中にお支払事由が生じた特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の合計額とします。(特約の給付金は含みません。)
- ・健康還付給付金のお支払いは、保険期間を通じて1回を限度とします。

4 主契約の特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金について

・特定疾病治療給付金の対象となる手術は、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により、手術料の算定対象として列挙されている手術、輸血料の算定対象として列挙されている造血幹細胞移植(骨髄移植、末梢血幹細胞移植および臍帯血移植)、先進医療(P.12「Q&A」)に該当する手術とします。

・同一の種類の疾病により同一の日に特定疾病治療給付金および特定疾病通院給付金のお支払事由に該当したときは、特定疾病治療給付金のみをお支払いし、特定疾病通院給付金はお支払いしません。

5 保険料払込みの免除について

- ・以下のいずれかに該当したとき、将来の保険料のお払込みが免除となります。
- ・病気やケガにより、所定の高度障害状態になったとき
- ・不慮の事故によるケガで、事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害状態になったとき
- ・主契約の保険料払込免除事由に該当したときは、特約の保険料のお払込みも免除されます。

6 先進医療特約について

- ・この特約は、先進医療特約、先進医療特約(引受基準緩和型)、がん先進医療特約とあわせて、被保険者お一人につき1特約のみご加入できます。
- ・先進医療とは、公的医療保険制度における評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、先進医療の対象となる医療技術ごとに医療機関・適応症が限定されています。療養を受けた時点で、公的医療保険制度の給付対象となっている場合や取消等により先進医療でなくなっている場合は、対象となりません。また、公的医療保険制度の給付対象となる費用や、技術料以外の自己負担となる費用等は、先進医療給付金の対象となりません。

7 給付金のお支払事由等の変更について

・各種制度の改正等により給付金のお支払事由に影響が生じるときは、主務官庁の許可を得て、下表のとおり給付金のお支払事由を変更することができます。その場合、変更日の2か月前までにご契約者にその旨をご案内します。

変更事由	給付金のお支払事由等を変更することがある主契約・特約
公的医療保険制度等の改正または医療技術・医療環境の変化	主契約の給付金(特定疾病治療給付金、特定疾病通院給付金)、先進医療特約

8 解約返戻金について

【基本保障部分および付加される特約】

- ・保険期間を通じて解約返戻金はありません。

【健康還付特約】

- ・健康還付給付金支払日前に限り解約返戻金があります。
- ・解約返戻金の額は、保険契約の型、適用保険料率、契約年齢、性別、保険料の払込年月数、経過年月数および特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の支払額により異なります。
- ・ご契約を途中でやめになると解約返戻金はお払込保険料の合計額より少ない金額になり、特にご契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。また、特定疾病治療給付金・特定疾病通院給付金の支払額によっては、解約返戻金が多くなる場合があります。
- ・健康還付給付金支払日以後は、解約返戻金はありません。
- ・特約のみの解約はできません。
- ・健康還付給付金支払日が到来する前に被保険者が死亡された場合は、解約返戻金と同額の返戻金をお支払いします。

この保険では、契約者貸付、保険料の自動振替貸付はお取り扱いしておりません。

9 先進医療特約の更新について

- ・先進医療特約について、保険期間が満了する場合で所定の要件を満たしたときは、ご契約者からのお申出がない限り、90歳まで自動的に更新されます。
- ・更新後の特約の保険期間は、次のとおりです。(ただし、東京海上日動あんしん生命の定めるところにより保険期間を変更して更新されることがあります。)
- ・先進医療特約・・・10年
- ・特約が更新された場合、特約の給付金のお支払いおよび保険料払込みの免除については、更新前の保険期間と更新後の保険期間は継続されたものとみなします。このため、特約の給付金の支払限度については、更新前後の支払回数・支払額を通算して適用します。
- ・更新後の特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢および保険料率で計算します。
- ・更新後の特約には、更新時の特約条項が適用されます。

10 給付金の設定額について

- ・被保険者の年齢・ご職業・他の保険のご加入金額等によっては、給付金の上限額までご加入いただけないことがあります。

11 配当について

- ・この保険の主契約および特約には、契約者配当金はありません。